

野田市水道事業就業規則及び野田市水道事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月27日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第4号

野田市水道事業就業規則及び野田市水道事業管理規程の一部を改正する規程

(野田市水道事業就業規則の一部改正)

第1条 野田市水道事業就業規則(昭和60年野田市水道事業規程第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次の1号を加える。

(7) 子育て部分休暇

第15条第2項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

(野田市水道事業管理規程の一部改正)

第2条 野田市水道事業管理規程(昭和61年野田市水道事業規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2次長の項第3号及び同表課長共通の項第2号中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。